

見晴台 自治会館の利用再開における利用上の制限について

2020年5月27日

事務局長 松本 信一

施設利用者への新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的として、当面の間以下の制限を設ける。

1. 利用対象者

原則、佐野見晴台の住人又は自治会会員を限定とする。

2. 利用許可

利用する団体は、事前に感染予防対策の計画案（概略）を提出し、自治会の承認を得るものとします。

◇ 会員で止むを得ない事情により、自治会館を利用しなければならない場合は、事前に事務局長の承認を得るものとします。この場合、三島市のホームページに示されている「イベント・会議等における感染予防対策ガイドライン」（10人以下、長机1つを一人で利用、窓開放等）を遵守することを条件とします。

3. 適用期間

解除日：6月1日（月）より 時期未定

なお、第2波の感染拡大等状況の推移を注視し勘案することで自治会館再閉鎖もあり得ることを考慮ください。

4. 利用許可の停止

利用者は、事前提出された感染予防対策計画書（案）を確実に実施して頂く事とし、必要に応じて適時に確認させて頂くと共に不適切な場合は指導させて頂きます。

なお、著しく感染予防対策が行われていない場合は、利用停止とさせていただきます。

5. 利用人数について

- (1) 集会所で概ね10名程度までとする。
- (2) 和室（A／B利用）で概ね4～6名程度とする。
- (3) 図書室は、原則利用停止とする。

6. 利用者への要請／について

利用者に対し、以下のことを要請します。

- (1) マスクの着用。
- (2) 入館時には手指の消毒をする。（機材の準備は、別途相談）
- (3) 事前の健康状態の確認。
- (4) 使用機材の消毒の実施。（機材の準備は、別途相談）
- (5) 利用時には、十分な換気を心掛ける。
- (6) 利用時は、ソーシャルディスタンスをとる。（推奨2m程度）

7. その他

取扱いについては、新型コロナウイルス感染症に関する状況によって、適宜改訂とする。